

『加西市滞在型観光バスツアー助成金』制度

この制度は

加西市外から加西市へ旅行される旅行グループ、又は旅行業者扱いでの（一般団体企画商品・ツアー企画商品）借上げたバス代の一部を補助する制度です。

『加西市滞在型観光バスツアー助成金』これを活用して、加西市を訪れてみませか？
これは、チャーターバスで15人以上の観光旅行者が、加西市歴史街道ボランティアガイドの派遣を受け、かつ市内の観光施設、飲食宿泊施設、イベントなど3か所以上を訪れるツアー業者による企画商品に、貸切りバスチャーター料の2分の1（上限 35,000 円）を加西市観光まちづくり協会が助成するものです。

詳細

◆申請受付について

- ・旅行実施期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- ・申請受付 旅行実施予定日の2週間前までに提出
- ・予算額 500,000 円（年度内）

※本補助金制度は予算がなくなり次第終了となります。あらかじめご了承ください。

◆助成内容として

- ・借上げバス代金の2分の1の額（上限 35,000 円）
※2分の1の額の千円未満は切り捨てとなります。

◆助成対象者

- ・観光旅行を企画される旅行業法登録の旅行業者の方
- ・観光旅行を実施される団体代表者の方
※同一事業者の申請回数は最大2回までとします。
※同じ旅行予定日で重なった場合複数の申請はできかねます。その場合は1申請・一団体のみの受付となります。
※他の公的助成制度との併用はできません。（走る県民教室・都市農村交流バス・エコツアーリズムバス等）